県民の皆様へのお願い

鳥インフルエンザウィルスについては、野鳥観察など 通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられていま す。県民の皆さまには、野鳥が死んでいる場合などにつ いて、下記の点を参考していただき、冷静に対応してく ださい。

- ①死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。も し触れた場合でも、「手洗い」と「うがい」をしていただけれ ば、過度に心配する必要はありません。
- ②野鳥に近づきすぎないようにしてください。野鳥の糞が靴の 裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウィルスが他 の地域へ運ばれるおそれがあります。
- ③野鳥を追い立てたり、捕まえようとするのは避けてください。
- ④野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えら れず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても鳥イ ンフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

■お問い合わせ先■

相双地方振興局県民生活課 ☎ 0244-26-1144

県庁生活環境部自然保護課 ☎ 024-521-7210

転職を考えている方の相談 に対応 対応します。 き

E-mail

7

◆職場内での問題について 方法

効果的な応募書類の書き方自分探しのカウンセリング で効果的に自分を売り

あなたの 就職活動 ソンセリ.

午 前 10

地元での就職・記 相談料 正午 または在職 時 午後1 無 午後 者の方 転職をご 時は除く) 時

こ希望の

sousoukoyou@bz03 造推 協議会事 5

就職サポー

·卜巡回相談

2月7日 相談スケジュー 9日(水) ル 図書室

子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)が始まりました!

近年、子どもたちの間では、ぜんそくやアトピーなど、生活環境の中にある物質が原因のひ とつと考えられる病気が増えています。

環境省ではその原因を明らかにし、病気の予防に役立つ対策を立てたり、子どもが健やかに 育つための環境の整備をするために、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) を今年の1月末から始めました。

- ●対 象 者● 福島市、相双地区に住民票を持つ、出産予定日が2011年8月以降の妊婦さんと、その赤 ちゃん、お父さん。(今後も日本国内にお住まいの方)
- 参加者募集期間……2011年1月末から3年間 調 査 期 間………お子さんが13歳になるまで
- ●調査の流れ● 調査は専門のスタッフが赤ちゃんとご両親の健康を第一に考えながら進めていきます。

妊娠中	妊娠初期	医師や調査担当者の説明を聞いて納得して から参加	●採血、採尿 ●質問票調査
中	妊娠中期	お母さんと赤ちゃんの健康状態をチェック	●採血、採尿 ●質問票調査
	出産時	お母さんと赤ちゃんの健康状態をチェック	へその緒の血液(臍帯血)を採取お母さんの血液・毛髪の採取赤ちゃんの血液をろ紙採血で採血
	1 ヵ月後	赤ちゃんの健康状態をチェック	●母乳の採取●赤ちゃんの毛髪を採取●質問票調査
6 :	ヵ月後〜13歳に なるまで	13歳に達するまでお子さんの健康状態をチェック	●質問票調査(半年ごと)

あなたの赤ちゃんと未来の子どもたちのために、 「エコチル調査」へのご参加をお願いいたします

■参加者ご本人に関するお問い合わせ先■

福島ユニットセンター事務局 **☎**024-547-1449 平日9:00~17:00 (土日祝日を除く)

■調査全般に関するお問い合わせ先■

エコチル調査コールセンター **☎**0120-53-5252 9:00~21:00 (フリーダイヤル、年中無休)

人ひとりが条例の趣旨

保する 層進 この条例は、 環境の美化を推進す 監視活動や指 導 吸

佐藤達雄支部長事務所

(大熊町夫沢字中央台1

A N

センタ

77

す。清潔で美しいまちづくりを一犬のふんの放置を防止するもので空き缶などゴミのポイ捨てや飼い めるために必要な事項を定 町民の快適な生活環境を 捨てなど防止監視員 ること 殻

より清潔で美し!

されます。 され、平成23年4月1日よの放置防止に関する条例」 「広野町ポイ捨て及び) 犬のふん より 施行

*第二会場

ジャスコ相馬店

(相馬市馬場野字雨田

シ馬

/ョッピング!

タウンV

大熊町

福祉環境グル 11

◆第一会場 所

る「税の無料相談」を行います。念行事の一環として、税理士に東北税理士会相馬支部では、 午前10時から午後2月33日水 「税理士記念日」毎年2月3日は 日 お気軽においで

ください 」を行います。 て、税理士に. 馬稅

とが必要です 相東 みなさん

屋外での火災に注意しましょう!

·後 4

時

『消したかな』 あなたを守る 合言葉 2010年度 全国統一防火標語

空気が乾燥する季節

現在、空気が乾燥して全国で火災が多発傾向にあります。 特に野焼きなどを実施した際、強風にあおられて火災となっ てしまうことが多く、いったん発生した火災は延焼拡大する 恐れが高いので注意が必要です。

野焼きを行う際には、必ず消防署へ届出をしてください。 また、乾燥注意報が発令されている時には、できるだけ火気 の使用を控えましょう。

乾燥注意報とは?

乾燥注意報とは、火災の危険が大きいと 予想される場合に火災予防のために気象台 が発表する注意報です。

です

火災発生の危険が著しく大きい場合で、 一定の気象条件を満たした場合には、消防 長が火災警報を発令して特別な厳戒態勢を とります。

屋外で発生しやすい火災



林野や田畑で多発している火災の原因として、「たき火」、「火入れ」 が挙げられます。

たき火・火入れから火災に至る理由は次のようになります。

- ◆飛び火により他へ延焼する。
- ◆風にあおられて炎が拡大する。
- ◆自然に消えると思い放置した。
- ◆消したつもりだが、残っていた火種で再燃する。

住宅用火災警報器の設置期限が迫っています!

一般住宅の寝室などに住宅用火災警報器を平成23年5 月31日までに設置することが定められています。

大切な家族を火災から守るためにも、早期の設置を心 がけてください。

平成23年5月31日まで 残り120日 (平成23年2月1日現在)



■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 楢葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119

広報ひろの • 2011/2